令和9年度（4月～9月開講分）委託訓練の企画提案競技に関する質問と回答

	項目	質問	回答
1	就職活動日について	変更点一覧　5.就職活動日の設定について 月に１回程度半日～１日　訓練生がハローワークに来所する日を設けるよう依頼を行うことがある　とありますが、 いつの時点でどのように依頼があるのでしょうか。	委託先事業者決定後お声がけする予定です。訓練計画の調整もあると思いますので、決定後なるべく早期にご相談いたします。
2	就職活動日について	企画書が採用された後に依頼が来る場合は、 半日～１日の授業時間はどのような扱いになりますか。 予め組んでいる各科目の時間数が3～6時間減ることになりますが、 減らすということでいいのか、 その時間分、補講などをしなくてはならないのか、 もしくは予め月に1回就職活動日を見越して授業時間を決める（スケジュールを立てる）べきなのか、 など、詳細を教えてください。	訓練計画に定めた授業時間は確保していただく必要がございますので、訓練計画決定後に就職活動日の設定により実施できなくなった訓練時間については、補講等で別の日に振り分けていただくことになります。 ですので、可能であれば予め月に1回の就職活動日を見越して訓練計画を作成していただければと思います。その際、企画募集時に当校から示す訓練時間設定（モデル時間数）は適宜変更していただいて構いません。 また、就職活動日を設けることによって必要なカリキュラムが消化できない場合は、設定不可と回答していただいても構いません。 なお、就職活動日設定開始時期は訓練の月数に応じます。 （訓練月数）　（就職活動日設定開始時期） 3か月～ 5か月　→　訓練開始2か月目又は訓練修了2か月前から 6か月～11か月　→　訓練修了2～3か月前から 12か月～24か月　→　訓練修了4～6か月前から

3	就職活動日について	「依頼を行う場合がある」とは、どのような場合に依頼があるのか、 「可能な限り対応すること」とあるが、対応不可となる状況はどのようなものが想定されているか なども教えていただけると助かります。	基本的には就職率の低い分野の訓練コースを想定しているところですが、どの訓練コース（委託先機関）に依頼するかは、現在大分労働局にて方針を検討中です。そのため、どのコースが対象となってもご対応いただけるよう、あらかじめ月1回の就職活動日を見越して訓練カリキュラムをたてていただければと思います。 対応不可となる状況は、上記のとおり、就職活動日を設定することによって訓練の遂行等に支障がある場合などが考えられます。なお、就職活動日の設定不可という判断があっても、今後の企画提案競技の審査への影響はありません。